

《利用方法》

継続的な支援・サービスのため、登録をお願いいたします。
登録されていない方でもご利用になれます。
ただし、プログラムやレクリエーションは登録してからの利用となります。

《費用》

利用については、原則として無料です。
ただし、プログラムやレクリエーションなどの個人にかかる費用は実費負担となります。

《利用時間》

月～金

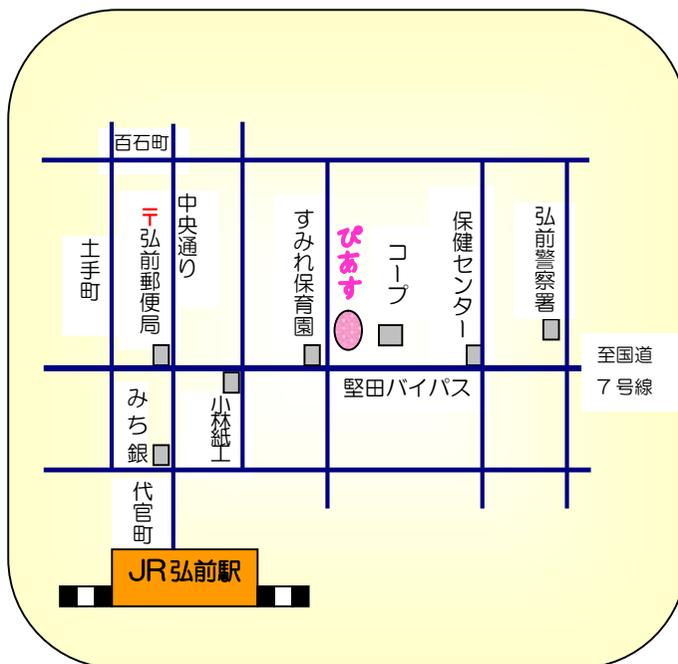
午前9時～午後3時

ただし、毎週木曜日は13時までとなります。
祝日はお休みです。

土曜日は第1のみ開所（12時まで）



《地図》



津軽保健生活協同組合
地域生活支援センター
(指定特定相談支援事業所)

ぴあす

ご案内

津軽保健生活協同組合
地域生活支援センターぴあす

〒036-8045
弘前市野田二丁目2番地1
津軽保健生協会館 4F
TEL 0172 (31) 2731
FAX 0172 (31) 2732
e-mail piasu1@tsugaru-health.coop



ぴあす (Peer=仲間、対等の + House=家 ⇨ ぴあす)

生活支援センターとは

地域にお住まいで心や身体に生活上の不自由さをもつ方（通院先や利用施設に拘わらず誰でも）やご家族の方を対象に、仲間体験や自信を持ち、ご自身の生活を快適に送っていただけるよう支援したり、日常生活の相談・支援していくところです。

生活支援センターは、障害者総合支援法によって定められた施設です。

事業内容

☆ 情報の提供

生活、住宅、就労、社会資源や諸制度等に関する情報を提供し、希望される方には相談に応じます。

☆ 相談 面接・電話
訪問・メール

① 障害者相談支援

ア、福祉サービスの利用
イ、社会資源の活用
ウ、社会生活上(仲間・家族・仕事等)の困り事や悩み

エ、ピアカウンセリング
オ、権利擁護
カ、専門機関の紹介

② 住居入居等の支援

③ 成年後見制度の利用支援
等個別に対応します。

☆ 活動支援センター I 型 ・ 憩いの場

生産や創作活動の機会の提供を受けられます。喫茶コーナーや休養室でゆったりくつろいでいただけます。

その他、当事者の自主的な活動、家族の集いの場をご利用頂けます。

☆ 各種プログラム レクリエーション

料理教室、お茶会、軽作業、手芸、おしゃべり会、ヨガ教室、ラジオ体操、野外活動等、利用される皆さんのご希望とアイデアで企画しながらすすめます。

☆ 地域交流

様々な交流を通じ、暮らしやすい地域をはぐくみます。

指定特定相談支援事業所とは

☆ 地域にお住まいの心や身体に生活上の不自由さをもつ方 お一人お一人が自分らしい生活を送るために必要な福祉サービスが適切に利用できるよう、サービス利用計画の作成を支援します。また、サービス利用計画に基づき適切なサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。

☆ 精神障害者支援、行動障害支援、高次脳機能障害支援の研修を修了した相談支援専門員とピアサポーターが在籍しています。

☆ サービスの流れ

